

10. その他の福祉

1) NTT 番号案内の無料化

身・知・精

104 番への電話番号の問合せを無料で利用できます。

対象者	・身体障害者手帳（視覚障がい 1～6 級、上肢・体幹・脳原性運動機能障がい 1～2 級） ・戦傷病者手帳（視力の障がい 特別項症～第 6 項症、上肢の障がい 特別項症～第 2 項症） ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
手続	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳
窓口	（ふれあい案内）TEL 0120-104174

2) 点字郵便物料金の免除

身

視覚障がい者の方が、次の郵便物を出されるとき郵送料が免除されます。

対象郵便物	・視覚障がい者用の点字のみを内容とする郵便物 ・視覚障がい者用の録音テープなどの録音物または点字用紙 （指定を受けている点字図書館、点字出版施設等あてに差し出す場合、またはそこから差し出される場合） ※郵便物の表に「点字用郵便」と記載してください。
問合せ	各郵便局または、郵便事業株式会社支店

3) 利用料が減免される施設

身・知・精・難

下記の県内有料施設（県立・国立）の入館料や使用料等が減免になります。

<利用方法：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証を持参してください>

施設名
アクアワールド大洗水族館、大洗公園、大洗マリンタワー、偕楽園好文亭、笠松運動公園、近代美術館、県営ライフル射撃場、県西総合公園、弘道館、国営ひたち海浜公園、さしま少年自然の家、里美野外活動センター、砂沼広域公園、自然博物館、児童センターこどもの城、植物園、白浜少年自然の家、大子広域公園、中央青年の家、つくばエキスポセンター、つくば美術館、天心記念五浦美術館、陶芸美術館、洞峰公園、フラワーパーク、堀原運動公園、港公園、竜神大吊橋、歴史館、鹿行生涯学習センター・女性プラザ（五十音順）

※ 障がいの種類及び等級によって、該当しない場合がありますので詳しくは各施設にお問合せください。

4) NHK 受信料の減免

身・知・精

全額免除	半額免除
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳を持っている方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 知的障がい者と判定された方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主が視覚、聴覚障がいの身体障害者手帳所持者 世帯主が1級・2級の身体障害者手帳所持者（視覚、聴覚障がい以外） 世帯主が重度の知的障がい者と判定された方（㊤、A程度） 世帯主が1級の精神障害者保健福祉手帳所持者 世帯主が特別項症～第1款症の戦傷病者手帳所持者
手 続	手帳、印かん（申請書証明欄に福祉事務所長の証明を受ける）
窓 口	社会福祉課
提 出 先	NHK水戸放送局 営業受信料担当 Tel 029-232-9811
備 考	受信契約が済んでいない場合は、契約と減免申請を同時にすることができます。

5) 駐車禁止場所における駐車許可

身・知・精

身体障がい者が、自らまたは家族等の運転する車に同乗するときに、公安委員会発行の許可証を掲示することにより、駐車禁止区域でもやむを得ない場合は他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。

対象車両	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている歩行困難な方が現に使用中の車両で、公安委員会が必要と認めるもの
手 続	運転免許証、手帳、印かん、車検証
窓 口	常総警察署 常総市水海道高野町 554 番地の 2 Tel 0297(22)0110

6) 障害者歯科治療センター

身・知・精

障がい（児）者の歯科治療を行っています。（完全予約制）

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方 手帳を所持していなくても、車椅子をご利用の方や、治療することに不安が大きく通常の歯科医院に受診できない方
手 続	歯科治療センターまで、事前に電話予約をしてください。
窓 口	茨城県土浦心身障害者歯科治療センター 〒300-0812 土浦市下高津 2-7-27 Tel 029-822-3835

7) 郵便による投票

身

身体が不自由なため投票所へ行くことが困難な方は、自宅等で投票（郵送による不在者投票）ができます。

対象者	両下肢、体幹、移動機能障がい1・2級、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障がい1・3級、免疫の障がい1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方 ※上肢、視覚障がい1級の身体障害者手帳をお持ちの方は代理記載制度もご利用できます
手続	郵便等投票証明書（4年間有効）の交付を受けて、選挙ごとに、この証明書を提示して投票用紙を請求してください
窓口	つくばみらい市選挙管理委員会（つくばみらい市役所総務課内）

8) 携帯電話基本料金等の割引

身・知・精

障がい者の方のコミュニケーション手段として、携帯電話料金の割引が受けられます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者
手続	・新規申請の場合 ① 障害者手帳の原本、②携帯電話購入費用、③金融機関等の届出及び口座番号がわかるもの（利用料金を口座振替で希望する者のみ） ・既に契約されている場合 ①障害者手帳の原本 ※障がいの種類・程度に関わらず、1人につき1回線まで
内容	※会社によりサービスが異なります
窓口	各会社の携帯電話取扱い店

9) 聴覚・言語機能障がい者の緊急通報

身

聴覚・言語機能障がい者の方のための緊急通報（110番）として、ファックスまたは携帯電話（スマートフォン）及びパソコンのメールを使用した緊急通報が利用できます。

対象者	・聴覚または言語機能に障がいのある方
窓口	茨城県警察本部 通信指令課 ・Fax 029(301)6110 ・アドレス http://ibaraki110.jp/ http://ibaraki110.jp/tr/ (練習通報用) <利用できる携帯電話> 各携帯電話会社のスマートフォン、NTTドコモのi-mode搭載機、KDDI (au)のDezweb搭載機、ソフトバンクモバイルのYahoo!ケータイ搭載機、イー・モバイル、PHS

10) 緊急WEB通報システム (NET119)

身

聴覚・言語機能障がい者の方のための緊急通報（119番）として、事故や急病、火災のときに携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を活用した緊急通報が利用できます。

対象者	聴覚または言語機能に障がいのある方
窓口	社会福祉課 Fax 0297(58)5811 つくばみらい消防署 Tel 0297(58)0111
備考	事前にお問い合わせください。

1 1) いばらき身障者等用駐車場利用証制度

身体障がい者等が自ら運転または家族等の運転する車に同乗し、公共施設及び商業施設にある身障者等用駐車場に駐車する際に、利用証を掲示することにより駐車しやすくなります。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（視覚障がい4級以上、聴覚機能障がい3級以上、平衡機能障がい5級以上、上肢機能障がい2級以上、下肢機能障がい6級以上、体幹機能障がい5級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい【上肢2級以上・移動6級以上】、内部障がい4級以上）所持者 ・療育手帳（㊤、A）所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者（1級に限る） ・介護保険の要介護状態区分が「要介護1」以上の認定を受けた者 ・指定難病特定医療費受給者証または小児慢性特定疾患受給権交付者 ・母子健康手帳交付者（妊娠7ヶ月から産後6ヶ月に限る）
手 続	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等を持参
窓 口	社会福祉課
備 考	車内のルームミラーに掲げて使用。対象者一人につき1枚交付。 茨城県内全域及び全国37府県1市で利用可能。 詳細はお問い合わせください。

1 2) 介護マーク

介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくための「介護マーク」です。

対 象 者	介護中である方（障がい者の介護も含む）
申請窓口	介護福祉課、地域包括支援センター
備 考	対象者一人につき1枚交付。



※11) いばらき身障者等用駐車場利用証



※12) 介護マーク

13) ヘルプカード・ヘルプマーク

●ヘルプカードとは、「お願いしたい事」等を記入しておき、困っている時や配慮が必要な時に提示する事で、周りからの支援を受けやすくする為のものです。(つくばみらい市発行)

●ヘルプマークとは、外見からは援助や配慮を必要としているのか分からない方の為のマークです。かばん等に下げて使用し、周知する事で援助を得やすくする為に作成し普及に取り組んでいます。(茨城県発行)

対象者	援助や配慮を必要とする方
申請窓口	伊奈庁舎社会福祉課、谷和原庁舎市民窓口課、保健福祉センター、みらい平市民センター、きらくやますこやか福祉館、市内各コミュニティセンター



※) ヘルプカード



※) ヘルプマーク